

指定管理者が行う公の施設の管理状況全期間評価

施設所管部名:

教育委員会

1 指定管理者の概要等

施設の名称及び所在	三重県立熊野少年自然の家(熊野市金山町1577番地)
指定管理者の名称等	有限会社熊野市観光公社 代表取締役 奥田博典
指定の期間	平成22年4月1日～平成25年3月31日
指定管理者が行う管理業務の内容	①少年自然の家条例第二条に基づく事業(少年の野外活動及び宿泊研修等)の実施に関する業務 ②少年自然の家の施設等の利用の許可等に関する業務 ③少年自然の家の利用料金の収受に関する業務 ④少年自然の家の施設等の維持管理及び修繕に関する業務 ⑤少年自然の家の管理上必要と認める業務

2 管理業務の実施状況

	指定管理者の自己評価	県の評価	全期間におけるコメント
H22	B		少年の野外活動、レクリエーション活動及び宿泊研修など、指定期間を通じて創意工夫した取組みを行っており、幅広い年齢層が参加可能な主催事業を随時実施している。平成23年度にはシーカヤック体験などの新規事業を取り入れるなど、多様な体験プログラムを提供し、利用者サービスの向上に努めている。 また、全事業に対するアンケート結果を受けて、職員が業務検討会を開催し、施設運営の工夫や主催事業の改善につなげている。
H23	B		施設・設備の維持管理は、日常点検はもとより、修繕箇所については、(1年)及び中長期(3年以上)の施設修繕計画を立て計画的に修繕を実施するとともに、緊急を要するものは迅速に対応するなど利用者が安全で快適に施設利用が出来るよう努めている。また、専門性を有する業務については外部委託するなど、効果的・効率的な管理運営に努めている。
H24	B		指定期間を通じコスト削減を図り、節電など省エネルギー・省資源等の環境への配慮も十分に行うとともに、関係法令順守や個人情報保護の適正な取組及び職員研修の実施など、業務遂行能力の向上に努め適切な管理運営を行った。

3 施設の利用状況

	指定管理者の自己評価	県の評価	全期間におけるコメント
H22	B		県内外の小中学校の宿泊研修や、学校クラブや少年団のスポーツ・文化活動の合宿拠点としての利用促進に努めている。幼児から一般まで幅広い層が参加可能な主催事業や、地域の団体等と連携した共催事業の実施及び鈴鹿青少年センターとの相互交流事業や県イベントへのブース出店により利用者の更なる拡大を図っている。また、平成24年度からは出前講座を行い、施設のPRと利用者確保に努めた。
H23	B		利用者の受け入れについては、条例規則や利用許可の取扱基準等に則って適切に行っており、主催事業で定員を超えた場合でも、講師・スタッフと相談し、可能な限り全員参加できるよう調整を行うなど、県民が平等に利用できるよう公正性の確保に努めている。また、指定管理者制度導入以降は、利用時間の延長、ニーズに応じた休館日(第一月曜日)の開所、食事メニューへの柔軟な対応など利用者サービスの向上に努めている。
H24	B		

4 管理業務に関する経費の収支状況(全期間)

(単位:円)

収入の部		支出の部	
指定管理料	129,383,000	事業費	7,749,894
利用料金収入	16,146,767	管理費	129,155,994
その他の収入	2,214,417	その他の支出	4,911,178
合計 (a)	147,744,184	合計 (b)	141,817,066
収支差額 (a)-(b)	5,927,118		

※参考

利用料金減免額	1,026,640
---------	-----------

5 成果目標及びその実績

指定管理者の自己評価	県の評価	全期間における成果目標及びその実績						
		成果目標項目	目標値	H22実績値	H23実績値	H24実績値		
H22	B	延施設利用者数	26,000人	24,124人	28,976人	28,184人		
		利用者満足度	90.0%	90.3%	92.3%	96.0%		
H23	B							
H24	B							
全期間におけるコメント								
H22年度の延施設利用者数は目標に及ばなかったものの、利用者満足度は達成されており、概ね成果目標を達成できたと考える。H23年度からは、県内全小中学校を対象に実施した「ニーズアンケート調査」の結果を受けて、海を利用した新しい体験プログラムを取り入れるとともに、テレビ・ラジオ及び新聞を利用した広報やホームページによる情報発信、県イベントへのブース出店による事業PR、三重県内及び和歌山県、奈良県の近隣の小中学校への営業活動を積極的に行なったところ、成果目標値を大きく上回ることになった。H24年度も、これまでの事業に加え、鈴鹿青少年センターとの施設間交流事業や学校・ショッピングセンターでの出前講座を実施するなどして、成果目標を上回る数値を達成できており、指定管理者制度導入による効果であると考える。								

6 総括評価

- 学校や青少年団体の利用に限らず、親子・友人・家族など幅広い年齢層が参加できる主催事業を年間を通じて実施しており、小中学生のアンケート結果を取り入れた”海”を利用した新しい体験プログラムの導入するなど、利用者目線に立ったサービスの向上に努めている。また、指定管理制度導入前に改修した野外炊飯場を活用したアウトドア調理体験プログラム「フードカルチャー！」シリーズは、家族連れの多数の応募で毎回抽選となる人気事業となっており、施設改修効果とともに知名度向上にも寄与している。今後も、恵まれた自然環境を活かした魅力ある事業を展開し、青少年教育施設としての役割を發揮することを期待したい。
- 利用者の受入れは、利用許可や料金収受に関する業務を条例規則等に則って適切に行い、公共施設としての自覚を持った対応を心がけている。定員超過の事業であっても、安全性を担保した上で、可能な限り参加出来るよう調整するなど公正性及び平等性の確保に努めている。また、職員全員に「危機管理マニュアル」等を携帯させ防災研修会等を受講させるなど緊急時に適切に対応できる体制を整えたほか、入所者へのオリエンテーションも入念に行なうなど安全対策に努めている。
- 築35年以上を経過した施設・設備は、全体的に老朽化が顕著であるが、日常点検の徹底と計画的な修繕及び専門性を有する業務の外部委託による安全管理に努めている。また、利用頻度が高く緊急性のあるアスレチックコース遊具の不具合などは、指定管理者の自己負担により速やかに修繕を行うなど安全で快適な施設利用を心がけている。
- 節電など省エネルギー・省資源等の環境への配慮を行うとともに、コスト削減に努め、各種事業の拡充や施設・設備の計画的な自己修繕の実施などに取り組んだ結果、効率的な管理運営が行われたと評価できる。
- 平成25年度以降も有限会社熊野市観光公社が第2期目の指定管理者として管理運営しているが、これまでの利用者の構成は、学校クラブやスポーツ少年団及び家族連れ等の利用が主となっており、新学習指導要領では、学校教育における自然体験活動などの各種体験活動の充実を求めていていることから、特に閑散期(2月、6月、9月)における学校教育の利用促進に引き続き取り組んでいく必要がある。また、高速道路の開通により、施設へのアクセス利便性が格段に高まるところからも、より一層の利用者拡大策を講じるよう求めていきたい。

当該指定管理者は、施設・設備の維持管理、主催事業及び共催事業の実施、利用料金の収受、利用者への対応、個人情報保護への取組、環境への配慮など、基本協定等に定める業務基準や事業計画に沿って、それぞれ県の求める水準に合致した管理運営を行なったと評価でき、全期間(平成22年度～平成24年度)を通して指定管理者制度の導入による効果を認めることができる。第2期目も引き続き指定管理者に指定されていることから、利用者サービスの向上と安全で快適な施設づくりを進めていく必要がある。

- ※ 「2 管理業務の実施状況」の自己評価 :
- 「A」 → 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。
 - 「B」 → 業務計画を順調に実施している。
 - 「C」 → 業務計画を十分には実施できていない。
 - 「D」 → 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。
- ※ 「3 施設の利用状況」
- 「5 成果目標及びその実績」の自己評価 :
- 「A」 → 初日の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。
 - 「B」 → 初日の目標を達成している。
 - 「C」 → 初日の目標を十分には達成できていない。
 - 「D」 → 初日の目標を達成できず、大きな改善を要する。
- ※ 県の評価 :
- 「+」(プラス) → 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。
 - 「-」(マイナス) → 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。
 - 「」(空白) → 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。